

平成 20 年 5 月 24 日

統計委員会基本計画部会第 4 ワーキンググループ（第 9 回）に関するメモ

早稲田大学政治経済学術院 西郷 浩

校務出張のため統計委員会基本計画部会部会第 4 ワーキング・グループ（第 9 回、2008 年 5 月 28 日開催）を欠席させていただきます。申し訳ありません。

議題から想像できる議論に関する私見を以下に記します。これまでに委員会でおこなわれた議論も参考にしているため、内容が重複している部分もあります。

1 政府統計作成における民間データの活用

1.1 民間データの活用に関する留意点

行政記録の活用と同じように、民間データの活用にあたっては、統計データとしてどのように解釈されるべきか（捕捉範囲や調査方法、調査事項、用語の定義、など）を検討することが重要である。おそらく、そのままの状態では政府統計調査の代わりになるものは少ない。しかし、その場合でも、統計モデルを活用した補正の可能性を検討するなど、入手できるデータを活用する方向で検討すべきと考える。

1.2 民間データの補助情報としての活用

これも行政記録の活用と同じように、政府統計データの代わりとしてでなく、民間データの補助情報としての活用も検討すべきだと考える。現在の消費者物価指数作成における POS データの活用も、広い意味での補助情報としての民間データ活用の例といえる。

補助情報として民間データを活用する余地は大きいと考えられる一方で、民間データは高額なものが多く、購入のための予算措置が難しい。予算折衝で説得力をもたせるためには、統計の品質向上による効果を計量できるような方法が望まれる（開発が困難であることはわかっているけれども）。

2 政府統計調査における民間活用

考察の便宜上、統計調査を (1) 企画・設計段階、(2) 調査票の配付・回収段階、(3) 審査・集計段階に分ける。工程を細分化して、それぞれに民間活用を実施すれば、調査の実施から公表までに時間がかかり、トラブルも発生しやすくなる。ここでは、民間活用を検討する際の整理の手段として細分化している。

2.1 企画・設計段階における民間活用

調査の企画は、調査の目的や政策上の必要から定められることが多い。したがって、この段階で民間活用の可能性は低いと考える。また、調査の設計（調査票の設計もふくむ）は、企画と密接に関連している。労働力統計調査を例に取る。現行の調査設計は、標本として選ばれた住戸（世帯）

が2ヶ月調査され、新しい住戸に入れ替えられるようになっている。調査される住戸がいっせいに入れ替えられてしまうと、結果数値のブレが大きくなってしまうため、毎月標本全体の半分の住戸が入れ替えられる。そして、結果数値の精度（標本誤差）を評価するために8組の副標本が構成されている。さらに、調査世帯の重複を避けるべく、地域的なローテーションが標本抽出に組み込まれている。このような調査設計は、「就業状態を長期にわたって月次で安定的に把握する」という調査企画の目的から発している。調査設計（調査票の設計もふくむ）を短期的な視点のみから安易に変更すると、肝心の調査目的が達成できなくなってしまう。このような観点から、筆者（西郷）は調査の設計段階における民間活用については、慎重な検討を要すると考える。

しかし、設計の段階から民間事業者が参加した方が、民間の活力を発揮しやすいとの意見も強い。もし、設計段階から民間事業者を活用することを考えるのであれば、個々の調査目的の重要性和、調査体系全体における特定の調査の他の調査への影響力とを勘案して、比較的重要度の軽いものから始めるのが妥当である。その点からすれば、基幹統計に位置づけられるものは、その調査目的の重要性から判断して、政府で管理すべきである。とくに、全数調査を定期的を実施し、これを母集団名簿として各種の標本調査が実施されるというわが国の調査体系にあって、国勢調査や事業所・企業統計調査（ないし経済センサス）などの設計の検討には政府統計調査全体にわたる詳細な知識（全数調査の情報が各種の調査設計にどのように利用されているのか）が必要とされる。このため、全数調査の企画・設計は基本的に政府が担うべきである。

2.2 調査票の配付・回収段階における民間活用

2.2.1 調査の種類による区別

調査票の配付・回収段階における民間活用を考えると、調査に要する技術的な条件がもっとも重要である。その理由は、調査実施者の技術の高低が統計調査の品質の高低に直結するからである。そのような観点から、調査票の配付・回収に要する技術が大きく異なる郵送調査と調査員調査とは区別すべきであると考ええる。

2.2.2 郵送調査における民間活用

郵送調査における民間活用の余地は大きいと考える。その主な理由は、(1) 調査票の配付・回収に必要な技術が民間の調査会社にも蓄積されているであろうこと、(2) 調査規模が大きくなっても調査員を新たに雇う必要がないこと、の2点である。ただし、回収した調査票の点検（回収段階における予備的な審査）については、当該の調査についての長期の経験が必要となるため、長期の契約を前提としない民間活用にあつて工夫しなければならない点であり、政府側の協力が必要になる。

2.2.3 調査員調査における民間活用

調査員調査における民間活用については、調査員制度の現状と将来とを念頭に置きつつ、慎重に検討しなければならない。

政府統計は、時間的に長期間継続して一定の品質を保ちつつ作成しなければならない。また、空間的にも、全国でなるべく均質的な調査が要求される。そのような調査の実施を担当する統計調査員の調査技術（調査員としての意識もふくむ）は、統計の品質を決める最も重要な条件である。時間的・空間的に要求される調査の品質を維持しながら、同時に、調査員の確保・訓練・経験のもと

づく調査技術の向上を実現する制度を整備していくことは容易でない。実際、現行の調査員制度を維持するのにも相当の努力を必要としていると聞く。その状況にあつて調査員調査の民間活用を考えるのであれば、政府統計の調査員のもつ調査技術と民間調査機関の調査員のそれとがどれほど差があるのかを調べ、後者に訓練が必要であればそれを施す体制を整えなければならない。調査員の育成・訓練・経験の積み重ねには長期的な視座が必要である。しかし、民間活用は長期の契約を前提とできない。また、民間の事業者には、利益が得られなければ退出する自由がある。これらの点は、調査員調査における民間活用を考える上で問題となる。

2.3 審査・集計段階における民間活用

調査結果の公表の早期化が求められる現状では、調査票の審査と集計とは一体化している。もし、「審査のルールが明文化できる」という条件が成り立つなら、審査・集計段階における民間活用の可能性は高い。この条件が成り立つ場合には、(1) 守秘義務を厳守する体制の整備、(2) 入出力・集計の技術、(3) ルールどおりの審査を実現できる技術、を基準として民間事業者を選別できる。

ただし、現状において、審査のルールが必ずしも明文化されているとはかぎらない。その原因として、(1) 審査のルールが個別統計に固有のものであり、かつ、刻一刻変化するものなので、審査担当者が経験的に蓄積していることが多い、(2) 分散型統計システムにあつて、審査ルール（たとえば、無回答の処理）についての情報交換がおこなわれにくく、明文化の必要性が低い、などがあげられる。審査・集計段階における民間活用を考えるには、それに先立って、政府統計の担当者が審査のルールについて情報を共有する体制を整える必要があると考える。

2.4 調査技術向上のための専門の研究

最後に、調査技術向上のための研究についてふれる。

調査の企画・設計、調査票の配付・回収、集計・審査の各段階における技術の向上には専門の研究が必要である。たとえば、標本の設計は、当該調査の目的と利用可能な資源とに照らして、統計理論的な考察にもとづいて決められる。また、調査票の審査（無回答処理や外れ値の検出・補完などもふくむ）には、当該の調査に固有の経験にもとづいて、統計理論を背景とした方法論が必要である。そして、その知見は他の調査実施者にも公開されるのが望ましい。民間の事業者において調査技術を専門に研究する余裕がないのであれば、調査実施者が保有する情報を収集して調査技術の向上のための研究に活用する仕組みを作る必要がある。

3 行政記録情報の活用における IT の利用

行政記録情報の活用における IT の利用を考える際、技術的な観点と同時に、行政情報提供者（国民）の理解をどのようにえるかも大切である。住民基本台帳ネットワークシステム導入に対する反対意見も少なくない。通信技術を利用した行政記録情報の統計活用も同列と解釈される可能性もある。そのような事態を避けるには、集団を構成する個体を無名化し、数量・属性だけを集団観察することによって集団の特徴をとらえるのが統計の目的であることを教育によって伝えるとともに、広報活動を戦略的な視点から考える必要がある。

以上